

健 康 医 療

- | | | | | | |
|----|---|---|---|---------|--------|
| 1. | 健 | 康 | 医 | 療 | - 203- |
| 2. | 医 | 療 | 政 | 策 | - 204- |
| 3. | 医 | 療 | 事 | 業 | - 206- |
| 4. | 健 | 康 | 增 | 進 | - 209- |
| 5. | 母 | 子 | 保 | 健 | - 212- |
| 6. | 保 | 健 | · | 環 境 檢 查 | - 218- |
| 7. | 保 | 健 | 衛 | 生 | - 219- |
| 8. | 保 | 健 | 予 | 防 | - 223- |

1. 健 康 医 療

【医療政策課】

平成14年4月1日、本市の中核市移行に伴い、地域保健法（昭和22年9月5日法律第101号）に基づき、奈良市保健所条例が施行され奈良市保健所（西木辻町200番地の46）が開所した。

そして、平成23年4月1日には、JR奈良駅西側（三条本町13番1号）に完成した奈良市保健所・教育総合センター（はぐくみセンター）へ移転した。従来、市役所等で業務を行っていた健康増進課、中央保健センター及び保健・環境検査課環境検査係も同所に移転となり、市民にとって身近で便利な保健所を目指している。また、健康危機管理の拠点として、市民の健康と安全な生活を守るため業務に取り組んでいる。

さらに、平成29年4月1日から、保健所がこれまで果たしてきた専門性を生かした上で、今後の健康医療に係る諸施策の推進や、医師会を初め関係団体窓口の一元的な対応を図るために、健康医療部を新設した。これまでの保健所の所管課に加え、市立奈良病院の管理や休日夜間応急診療所、東部地域を初めとした各診療所の運営を所管する市民生活部病院管理課を移管した。

健康医療部は、医療政策課、健康増進課、母子保健課、中央保健センター、保健・環境検査課、保健衛生課、保健予防課が同センターで業務を行っている。また、都祁・月ヶ瀬・田原・柳生・興東地区の保健活動は、都祁保健センター及び月ヶ瀬健康相談室で業務を行っている。

○施設概要

所在 地 三条本町13番1号

建 物 等 奈良市保健所・教育総合センター（はぐくみセンター）の2～5階・地下1階を使用

構 造 鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）地上9階地下1階（免震構造）

敷地面積 2,958.13m²

延床面積 15,231.89m²の一部

総事業費 13,649,608千円

2. 医療政策

【医療政策課、保健衛生課】

(1) 人口動態や医療施設調査などの厚生統計調査

人口動態調査は、我が国の人団動向を恒常に調査するものであり、国勢調査とともに、我が国の大幹統計である。人口動態統計から得られる出生の動向、死亡の現状、婚姻、離婚及び死産の実態は、公衆衛生や人口動向の基礎資料として、社会、経済の発展に欠くことのできない貴重な情報として、国・地方自治体のみならず多方面において活用されている。

(2) 医療従事者等の免許申請の受理、交付

奈良市内に在住する次の医療従事者等の免許について、申請の受理、進達及び交付を行う。

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士

奈良市内で勤務する次の医療従事者等の免許について、申請の受理、進達及び交付を行う。

保健師、助産師、看護師、准看護師

(3) 医療施設等の開設許可

市民の医療環境向上のため、診療所、助産所、歯科技工所、あんまマッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復師施術所及び衛生検査所について、開設許可、各種届出の受理等を行う。

○医療施設数

(令和6年3月31日現在)

区分	病院	診療所		歯科 診療所	助産所		施術所		歯科 技工所	衛生 検査所
		有床	無床		有床	無床	あはき	柔道整復		
施設数	22	8	393	197	3	23	351	180	64	3
病床数	4,264	100	—	—	8	—	—	—	—	—

※あはき：あんまマッサージ指圧、はり、きゅうを行う施術所

(4) 医療監視

医療法の規定に基づく医療施設への立ち入り検査である。医療施設が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適切な管理を行っているかについて検査することにより、科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的としている。

(5) 医療安全相談

医療の安全と信頼を高めるため、市民の医療に関する相談や苦情に対応する。

(6) 薬局・医薬品店舗販売業の許可及び薬事監視

市民の保健衛生向上のため、医薬品医療機器等法に基づき、薬局・医薬品店舗販売業・高度管理医療機器等販売業等の許可、各種届出の受理及び監視指導を行う。

(7) 毒物劇物販売業の登録及び毒物劇物監視

毒物及び劇物に関する安全確保のため、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業の登録、各種届出の受理及び監視指導を行う。

(8) 栄養改善事業

健康増進法に基づく特定給食施設等の届出の受理及び指導、食品の栄養成分表示・虚偽誇大表示に関する相談指導、難病等の専門的栄養指導、国民健康・栄養調査を行う。

(9) たばこ対策事業

喫煙が健康に及ぼす体への影響や禁煙方法の正しい知識の普及を図る。また、市民の健康増進の観点から受動喫煙防止の取り組みを積極的に推進する。

(10) 熱中症対策事業

熱中症予防普及啓発・注意喚起等、熱中症に関する情報の提供や取組を推進する。

(11) 健康寿命の延伸のための保健事業（国保ヘルスアップ事業）

「奈良市データヘルス計画」の分析結果から、糖尿病性腎症が重症化して人工透析に移行すると医療費が高額になることや、喫煙が肺疾患だけでなく多くの生活習慣病に悪影響を及ぼすことがわかったため、国民健康保険被保険者を対象に、糖尿病性腎症重症化予防事業とCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の早期発見事業を実施している。

(12) 公的・私的医療機関救急患者受入事業

奈良市における医療機関への救急患者の受け入れを促進し、救急医療体制の強化を図るため、救急患者受け入れに要する費用について、市内の公立病院を除く救急医療をおこなう医療機関に対して、補助金を交付している。

(13) 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄等の移植として骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行った市民に対し、負担の軽減を図るため奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金を交付し、骨髄等の移植の推進を図る。

3. 医療事業

【医療政策課】

(1) 市立奈良病院

平成 16 年 12 月 1 日、独立行政法人国立病院機構から国立病院機構奈良病院の移譲を受け、医療機能を引き継ぎ、市立奈良病院として開設した。市立奈良病院は、奈良市における中核的医療機関として、国立病院機構奈良病院の担っていた医療水準を確保するとともに、より診療機能を高め、医療サービスの向上に努めている。

なお、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、病院の管理を指定管理者に行わせている。

病院名：市立奈良病院

所在地：東紀寺町一丁目50番1号

敷地面積：22,556.78 m²

構造：本館（外来診療・病棟） RC 造 免震構造 地上 5 階
別館（リハビリ・その他） RC 造 耐震構造 地上 2 階

延床面積：29,260.36 m²

高さ：22.4m

1床当たり病院部門面積：82.4 m²

1床当たり病室面積：8.0 m²

病床数：350 床

患者用駐車場：231 台

診療科目：内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液・腫瘍内科、心療内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ・こう原病内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、麻酔科、歯科
計 30 科

指定管理者：公益社団法人 地域医療振興協会

○市立看護専門学校について

市内において看護師を継続的・安定的に確保するため、平成 25 年 4 月に看護専門学校を開校した。学校は、市立奈良病院近傍の紀寺町に所在し、修業年限 3 年の医療専門課程看護学科で、学生定員は 1 学年 40 名、合計 120 名である。

令和 6 年 4 月現在、1 年生 33 名、2 年生 37 名、3 年生 37 名、計 107 名が在籍している。

(2) 診療所

ア 設置状況

診療所名	診療科目	所在地
柳生診療所	内科・小児科・外科・整形外科	邑地町2786番地
興東診療所	内科・外科	大柳生町4254番地
田原診療所	内科・外科・整形外科・眼科	横田町336番地の1
月ヶ瀬診療所	内科・小児科・外科・眼科	月ヶ瀬尾山2790番地
都祁診療所	内科・整形外科	都祁白石町1084番地

イ 診療所利用状況

(令和5年度)

診療所名	診療科目	利用者数(人)
田原診療所	内科・外科・整形外科・眼科	1,179
柳生診療所	内科・小児科・外科・整形外科	4,991
興東診療所	内科・外科	587
都祁診療所	内科・整形外科	15,058
月ヶ瀬診療所	内科・小児科・外科・眼科	5,590
	計	27,405

(3) 休日・夜間応急診療

ア 休日夜間応急診療所

昭和52年以来市役所西隣で診療を行ってきたが、平成26年度から、奈良市総合医療検査センター南側に移転した。一次救急医療体制の一層の充実を図り、北和地域の拠点となる応急診療所を目指す。

また、令和2年度に発熱外来を設置し、発熱患者と新型コロナウイルスの感染リスクがある方の診察及び検体採取を行った。発熱外来は令和5年5月2日をもって平日、令和5年6月30日をもって休日・土曜の診療を終了し、本院の感染症室を改修して診療を実施している。

所在地	柏木町519番地の28
竣工日	平成26年1月24日
敷地面積	1,926.54m ²
延床面積	531.38m ² (1階 373.88m ² 2階 157.50m ²)
構造	鉄筋コンクリート2階建
診療科目	内科・小児科
診療時間	(本院) 休日 10時～19時 (ただし、12時～13時は休憩時間) 夜間 22時～翌朝6時 土曜日 15時～19時 (発熱外来) ※令和5年6月30日閉設 平日 13時～17時 休日 10時～19時 (ただし12時～13時は休憩時間) 土曜日 15時～19時

利用状況(令和5年度)

休日 (内科・小児科)	7,684人
夜間 (〃)	5,863人
土曜日 (〃)	1,635人
発熱外来	1,021人

二次受け病院

休日 市立奈良病院、奈良県総合医療センター、済生会奈良病院の3病院の輪番で1日1病院当番
(1病院当たり1病床)

夜間 奈良西部病院、吉田病院、おかたに病院、沢井病院、
高の原中央病院、西奈良中央病院、石洲会病院、
奈良東九条病院、西の京病院、奈良小南病院の10病院の輪番で1日

2病院当番（1病院当たり1病床）

土曜 市立奈良病院、おかたに病院、沢井病院、高の原中央病院、西奈良中央病院、石洲会病院、奈良東九条病院、西の京病院の8病院の輪番で1日1病院当番（1病院当たり1病床）

イ 休日歯科応急診療所

上記休日夜間応急診療所と同様、昭和52年以来市役所西隣で診療を行ってきたが、平成26年度に奈良市総合福祉センター内へ、令和4年度には休日夜間応急診療所西隣へ移転した。

所在地 奈良市柏木町519番地の28 2階

竣工日 令和4年10月25日

敷地面積 1032.10m²

延床面積 480.14m²（1階みどりの家歯科診療所240.07m²、2階休日歯科応急診療所240.07m²）

構造 鉄骨造陸屋根2階建

診療時間 休日 10時～16時（ただし、12時～13時は休憩時間）

利用状況（令和5年度） 402人

（4）総合医療検査センター

市民の日常の健康増進、疾病の予防及び発見、リハビリテーションまでの包括的な保健医療サービスを効果的に提供するため、設置した。

所在地 柏木町519番地の5

敷地面積 4,186.78m²

駐車場 3,333.23m²

延床面積 6,099.23m²

構造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階

総事業費 5,188,242千円

用地費 837,288千円 建設費 2,684,330千円 機器等 1,666,624千円

施設内容 1階…検診関係

事務室、診察室、X線撮影室、胃部X線室、内視鏡室 他

2階…臨床検査関係

自動分析室、細菌検査室、病理検査室 他

3階…健康増進関係

健康増進室、多目的ホール、栄養指導室 他

4. 健康増進

【健康増進課】

(1) 予防接種

○予防接種法に基づく定期予防接種の実施状況

(令和5年度)

区分	被接種者数 (延べ人数)
不活化ポリオ	0
ジフテリア・百日咳・破傷風	0
ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ	7,507
麻しん・風しん	4,260
ジフテリア・破傷風	2,193
日本脳炎	9,024
B C G	1,822
子宮頸がん予防ワクチン	4,128
ヒブワクチン	7,215
小児用肺炎球菌ワクチン	7,209
水痘	3,703
インフルエンザ	56,659
成人用肺炎球菌ワクチン	2,626
B型肝炎	5,398
ロタウイルス感染症	4,231
新型コロナウイルス感染症 (※)	152,244

※新型コロナウイルス感染症については特例臨時接種の実施状況。令和6年度から定期接種として実施する。

○風しん抗体検査及び予防接種法に基づく風しん第5期定期接種の実施

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、令和元年度から3年間の時限措置として行われていたが、令和6年度までの3年間期間が延長された。原則無料で風しん抗体検査及び定期接種を実施する。

(令和5年度)

区分	被接種者数 (延べ人数)
風しん抗体検査	2,651
風しんの第5期定期接種	538

(2) 成人保健事業

健康増進法（平成15年5月施行）に基づき、生活習慣病予防や疾病の早期発見を主な目的として健康教育、健康新たん、各種検（健）診、家庭訪問を実施している。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民健康保険加入者に対する特定保健指導を実施し、生活習慣の改善により発病・悪化の予防に努めている。

① 健康教育

40歳以上の市民を対象に、生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に役立てることを目的として、集団健康教育及び個別支援事業を実施する。平成27年度から奈良市ポイント制度を取り入れ、楽しみながら健康づくりにチャレンジできる「S m a N A R A 健康プロジェクト」事業を実施している。

令和5年度

集団健康教育 実施回数 17回 参加延べ人数 360人
個別支援事業 参加人数 348人

健康相談

自らの健康管理に役立てることを目的に、成人市民を対象に個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。
令和5年度

総合・重点健康相談 実施回数 377回 参加延べ人数 1,518人

② 成人検(健)診

がん・脳卒中・心臓病などの生活習慣病予防対策の一環として、これらの疾患の早期発見、早期治療を目的として、健康診査、胃がん検診、胃がん内視鏡検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診、肺がん低線量CT検診を実施する。

令和5年度

○健康診査

実施方法 市医師会委託

実施時期 7月1日から2月末日まで

対象者 40歳以上の健康保険未加入者（生活保護受給者等）

受診者数 517人 受診率 9.3%

受診料 無料

○各種検診実施状況

(令和5年度)

区分	分	受診者数	要精検者数
胃がん検診 (40歳以上の市民を対象)	検診車	1,683	68
胃がん内視鏡検診 (50~70歳の偶数年齢の市民対象)	登録医療機関	1,769	162
肺がん検診 (40歳以上の市民を対象)	検診車	2,791	76
子宮頸がん検診 (20歳以上の女性を対象)	登録医療機関	10,902	108
乳がん検診 (40歳以上の女性を対象)	登録医療機関	8,414	630
大腸がん検診 (40歳以上の市民を対象)	登録医療機関	29,480	1,620
骨粗しきょう症検診 (40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の女性を対象)	登録医療機関	1,741	264
歯周疾患検診 (40歳・50歳・60歳・70歳の市民を対象)	登録歯科医療機関	515	399
肝炎ウイルス検診 (40歳及び41歳以上で検診未受診の市民または感染に不安のある市民を対象)	登録医療機関	484	4
胃がんリスク検診 (40歳~70歳の胃がんリスク検診未受診の市民を対象)	登録医療機関	2,202	435
肺がん低線量CT検診 (50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の市民を対象)	検診車 登録医療機関	694	59

*都祁・月ヶ瀬地区においては、子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診を集団で実施する。

*要精検者数（胃がん・胃がん内視鏡・肺がん・肺がん低線量CT・子宮頸がん・乳がん・大腸がん）については、国の報告に準じて令和4年度分とする。

*骨粗しきょう症検診と歯周疾患検診においては、令和4年度に新型コロナウイルス感染症の影響により受診できず、令和5年度に受診した者を含む。

③ 訪問指導

家庭において療養上の保健指導が必要な者及びその家族を対象に、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士等が訪問し、本人及びその家族に対して、必要な保健指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的として実施する。

令和5年度

延べ人数 5人

④ 生涯を通じた女性の健康支援事業

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、女性の健康週間にあわせて、啓発を行う。

(令和5年度)

実施日・場所	内 容
3月4日～3月8日 奈良市役所	女性特有のがん、喫煙による害等について 啓発を行った。

5. 母子保健

【母子保健課】

母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を担う子どもを安心して産み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものであり、母子保健法に基づき健康診査・保健指導等の基本的な母子保健事業をきめ細やかに実施する。

① 妊娠判定受診料公費負担事業

特定妊婦の方を対象に、妊娠に関する経済的負担を軽減し、妊婦健康診査未受診の妊婦の解消を図るため、妊娠判定の受診料の一部を助成する。

(令和5年度)

公費負担実人数	公費負担延人数
1	1

② 妊娠届出・母子健康手帳の交付

妊婦に対する健康診査、保健指導等の母子保健の向上に関する行政的措置を早期に実施するため、妊娠の届出書の受理と母子健康手帳の交付を母子保健課、母子保健課分室、都祁保健センター、市内出張所(3カ所)及び月ヶ瀬行政センターで実施する。出産する児が2人以上の場合、追加して母子健康手帳の交付を行う。

(令和5年度)

妊娠届出数	母子健康手帳交付数
1,790	1,817

③ 妊婦健康診査補助券の交付

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、医療機関に委託して行う妊婦健康診査補助券の交付を行う。

(令和5年度)

補助券交付件数
1,914

④ 妊産婦・新生児訪問指導・乳幼児訪問

新生児・乳児の発育、栄養、環境、疾病予防並びに妊産婦の妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病、産褥期の健康管理、家庭環境について適切な指導を行う。また、幼児の育児全般に関する指導、発達・親子関係に関する指導等を行うため、助産師・保健師等による訪問指導を実施する。

(令和5年度)

妊婦（延べ人数）	新生児（延べ人数）	乳幼児（延べ人数）	産婦（延べ人数）	※
28	82	688	750	

※産婦（延べ人数）は、分娩後1年以内の女子について助産師が行った訪問と保健師が行った訪問を合わせて計上。

⑤ 妊産婦・乳幼児健康相談事業

妊娠期から乳幼児期の育児不安に対応するため、身近な場所で保健師・助産師が相談に応じ、育児不安感・負担感が引き起こす児への虐待を防止することを目的として実施する。

(7) 健康相談（令和5年度）

会 場	来所相談件数(延)	相 談 対 象 者					電話相談件数(延)
		妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	
母子保健課	1,138	36	216	474	412	0	564
都祁保健センター・月ヶ瀬健康相談室	46	4	10	15	17	0	23
西部相談室※	197	1	30	120	46	0	—
公民館等巡回相談	58	1	10	21	26	0	—

※相談時間は10時～14時

(イ) 都祁保健センター・月ヶ瀬健康相談室の乳幼児定例健康相談

支援の必要な保護者、乳幼児を早期に発見し適切な指導を行うため、医療機関における4か月児・10か月児健診に合わせ、乳幼児相談を実施する。

（令和5年度）

実 施 回 数	相談件数 (延)	相 論 対 象 者		
		乳児	幼児	その他
23	42(39)	40(39)	2	0

※()は、4か月児・10か月児健診を同日受診した相談児数を再掲

⑥ 母親教室（はじめてのママパパサロン）

新型コロナウイルス感染症予防のために、感染対策を行いながら、妊娠22週から32週の初妊婦に対し、助産師と保健師による胎児からの愛着形成を目的とした講義やと仲間づくりや産後の生活を具体的にイメージできるようグループワークを取り入れた教室を実施した。また、奈良市ママパパサロンホームページ内に沐浴や抱っここの方法についての動画を掲載して情報提供を行った。

（令和5年度）

実施回数	参 加 者 数 (妊 婦)
12	98

⑦ 高齢妊産婦支援事業（40歳からのママ育サロン）

40歳以上の初妊産婦（初産婦については児が1歳未満）を対象にお産の話や赤ちゃんと一緒にできる体操や遊びの実施、子育てに関する情報提供、親同士の交流を図り、育児不安が軽減できることを目的に年4回実施した。

（令和5年度）

実 施 回 数	参 加 者 数 (延)				
	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他
4	4	34	33	0	0

⑧ 妊産婦乳幼児交流会（妊婦さんとママとパパと赤ちゃんの交流会）

都祁保健センター管内は少子化が進んでおり、母親が地域で孤立した子育てになる可能性が高い状況である。妊娠期からの早期の切れ目ない支援として、妊産婦と夫、1歳未満の乳児と保護者を対象に、相互交流や育児の悩みを相談できることを目的とし、子育て広場を会場に年4回実施する。

(令和5年度)

実施回数	参加者数(延)			
	妊婦	産婦	乳児	その他
4	3	27	28	4

⑨ 妊産婦歯科健診（マタニティー歯っぴいチェック）

妊婦に対して、妊娠中の歯周病予防・むし歯予防とかかりつけ歯科医院を持つきっかけづくりとして、歯科健診、歯みがき指導、フッ化物塗布（希望者のみ）を行う。

(令和5年度)

実施回数	受診者数	フッ化物塗布者数
12	211	182

⑩ 産後ケア事業（奈良市すまいるmamaサポート）

支援が必要と認められる生後1歳未満の乳児及びその母親を対象に、心身のケアや育児のサポートを行うことで、育児不安の軽減を図り、家庭における円滑な育児の自立を促し、安心して子育てができる目的に、市内登録産科医療機関等に事業を委託して実施する。

(令和5年度)

実人數	利用延日数	
	産後ショートステイ	産後デイ
108	191	170

⑪ 4か月児健康診査

生後4か月児に対して、身体発育・運動発達・栄養状態等を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育並びに育児指導を行い、乳児の健康の保持及び増進を図るとともに、育児不安の軽減、虐待の予防を図ることを目的に、指定の医療機関において個別健診を実施する。

(令和5年度)

対象者数	受診者数
1,775	1,740

⑫ 10か月児健康診査

生後10か月児に対して、身体発育・運動発達・栄養状態等を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育並びに育児指導を行い、乳児の健康の保持及び増進を図るとともに、育児不安の軽減、虐待の予防を図ることを目的に、指定の医療機関において個別健診を実施する。

(令和5年度)

対象者数	受診者数
1,910	1,847

⑬ 乳児教室

生後 5 か月児とその保護者に離乳食の進め方、子どもの成長・子育てについて 1 歳 0 か月児とその保護者に生え始めた歯の手入れについて正しい知識を伝える教室を実施。平成 28 年度からは第一子を対象に実施する。

(7) 5 か月児離乳食教室（ぱくぱく教室）

（令和5年度）

実施回数	参加者数	
12	319組	634人

(1) 1歳0か月児歯ぴかぴかむし歯予防教室

（令和5年度）

実施回数	参加者数	
8	151組	304人

⑭ 都市保健センターにおける幼児教室（すこやかキッズ 1・2・3）

子どもの健やかな成長のために、親が子の年齢に応じた子育てについて学び、自身の子育て観を育み、育儿力を高め合うことを目指し、1歳児・2歳児・3歳児とその保護者を対象に、地域のボランティア（食育・親子遊び・歯科）と協働し集団指導を実施する。

（令和 5 年度）

実施回数	参加者数	
6	17組	41人

⑮ 1歳7か月児健康診査

幼児期初期の1歳7～8か月児に対して、医師及び歯科医師などによる総合的な健康診査を行い、疾病、障がい、発達の遅れなどを早期に発見し、適切な指導を行うとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を図ることを目的に健診を実施する。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い指定の医療機関における個別方式で実施していたが、令和5年度は従来のとおり、歯科健診と内科健診を同時受診できる集団健診を中央保健センターにて行った。

（令和5年度）

1歳7か月児健診				
対象者数	受診者数	異常なし	助言指導	要事後指導
2,110	2,031	546	573	912

⑯ 発達相談

1歳7か月児、3歳6か月児健診後、精神発達面、言語面において事後指導の必要な幼児に対し、心理判定員による発達検査を実施、あわせて適切な指導を行い、必要に応じて医療、療育の場につなげ、発達を援助するために実施する。

(令和5年度)

新規相談児数	継続相談者数
190	70

⑰ 3歳6か月児健康診査

身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して、医師及び歯科医師などによる総合的な健康診査を行い、発育状態、栄養の良否、疾病、発達の遅れなどを早期発見し、適切な指導及びその他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな発育発達の促進と育児不安の軽減を図ることを目的に、3歳6～7か月の幼児を対象に健診を実施する。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い指定の医療機関における個別方式で実施したが、令和5年度は従来のとおり、歯科健診と内科健診を同時受診できる集団健診を中央保健センターにて行った。

(令和5年度)

3歳6か月児健診				
対象者数	受診者数	異常なし	助言指導	要事後指導
2,256	2,108	475	677	956

⑱ フッ化物塗布

乳歯のむし歯予防、かかりつけ歯科医を持つきっかけづくりを目的として、2歳0か月～2歳4か月児に対して歯ブラシ法によるフッ化物塗布を、歯科健診、歯みがき指導と同時に実施する。令和5年度より新型コロナ感染症拡大のため中止としていた本事業を再開した。

(令和5年度)

塗布者数
411

⑲ 歯科健康教育

希望する子育てスポットへ「子どものむし歯予防」をテーマに、地域において歯科健康教育を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止した。

㉐ 歯っぴいフェスティバル

歯と口の健康週間行事として、歯科疾患の予防等の歯の衛生に対する意識の普及啓発を図ることを目的として市歯科医師会と共に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止した。

㉑ 療育サークルとの連携

多胎や障がい等のリスクの高い児を持つ家族に対し、仲間作り、交流の場作りを目的としたサークルの紹介・連携を行う。

(令和5年度)

サークル別	名称
多胎児親子サークル	奈良ビーンズサークル

② 未熟児訪問指導事業

未熟児は保護者の育児等の不安が強く、主に家庭内で養育上いろいろな問題を有し、援助を必要とすることが多いことから、早期に情報を把握し、保健指導等を行い、幼児の発達を支援する。

令和5年度訪問件数 152件（延べ）

③ 一般不妊治療費等助成金交付事業

不妊治療を行っている夫婦に対し、経済的な負担を軽減するため、不妊治療等に要した費用の一部を助成する。

（令和5年度）

実件数(実人員数)	延べ件数
402	402

④ 出産・子育て応援給付金事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援給付金」を一体的に実施した。

（令和5年度）

給付金	支給件数
出産応援給付金	4,320 件
子育て応援給付金	3,208 件

6. 保 健 ・ 環 境 檢 査

【保健・環境検査課】

(1) 食品、食中毒及び感染症などの検査

市民の食の安全と健康を守るために、食品中の甘味料、保存料等の理化学検査や一般細菌、大腸菌群等の微生物検査を行っている。食中毒の発生時には、原因究明のため腸管出血性大腸菌O157、腸炎ビブリオ、カンピロバクター等の食中毒菌検査を行い、感染症の発生時には、拡大防止のため細菌及びウイルス検査を実施している。また、飲料水、プール水等の依頼検査を実施している。

事項名	事業名	概要
理化 学 検 査	食品衛生検査	食品衛生法に基づき、食品の成分規格、食品中の添加物、器具・容器包装等の理化学検査を行う。行政検査と市民等からの依頼検査を行う。
	家庭用品検査	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、繊維製品、家庭用洗浄剤、エアゾル製品等の検査を行う。
	水質検査	水道法、遊泳用プールの衛生基準に基づき、飲料水、プール水の理化学検査を行う。また、公衆浴場法及び旅館業法に基づき、浴槽水等の理化学検査を行う。
微生物 検 査	感染症検査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生時の関係者の保菌検査を行う。
	食品衛生検査	食品衛生法に基づき、収去検査及び食中毒発生時の行政検査を行う。また、市民等からの依頼による食品等の微生物検査を行う。
	水質検査	公衆浴場法及び旅館業法に基づき、浴槽水等の微生物検査を行う。

(2) 環境検査

水質検査では河川、地下水の公共用水域での生活環境項目、健康項目などの検査、さらにゴルフ場の水質検査（農薬）を行っている。また、工場排水などの依頼検査を実施している。大気検査では大気汚染測定局等での二酸化窒素・光化学オキシダント等の検査、その他に酸性雨の検査及び有害大気汚染物質モニタリング調査を行っている。

悪臭検査では工場・事業場からの排出ガス及び排水の検査を行っている。

事項名	事業名	概要
環境 検 査	水質検査	水質汚濁防止法等に基づき、河川水や特定事業場排水の水質検査などを行う。
	大気検査	大気汚染防止法に基づき、大気の汚染状況検査などを行う。
	悪臭検査	悪臭防止法に基づき、工場・事業場から排出される悪臭規制物質の測定及び官能試験による検査を行う。

【保健衛生課】

7. 保健衛生

(1) 墓地等の経営許可

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂または火葬場の経営許可を行う。

(令和6年3月末現在)

火葬場	墓地	納骨堂
1	285	34

(2) 旅館業等の営業許可、監視指導

営業六法（旅館業法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、理容師法、美容師法）、住宅宿泊事業法に基づき旅館業、興行場、公衆浴場、クリーニング所、理容所、美容所、住宅宿泊事業届出住宅の営業の許可等、監視指導を行う。

(令和6年3月末現在)

旅館				住宅宿泊事業	興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所			
旅館・ホテル		簡易宿所				公営	民営			洗	取		
件数	客室数	件数	客室数										
153	5,316	69	302	54	6	8	43	218	794	45	180		

(注) 公営：共同浴場、その他 民営：一般、その他 洗：洗い施設 取：取次所

(3) 牲畜場等の設置許可

と畜場法、化製場等に関する法律に基づき、設置許可を行う。

(令和6年3月末現在)

化製場	動物飼養施設
—	16

(4) 専用水道及び簡易専用水道の維持管理指導

水道法に基づき、専用水道の設置の確認及び立入検査を行う。また、簡易専用水道の設置届受理及び立入検査を行う。

(令和6年3月末現在)

専用水道	簡易専用水道
16	683

(5) 温泉の利用許可

温泉法に基づき、温泉利用許可を行う。

(令和6年3月末現在)

温泉関係施設
15

(6) 特定建築物に関する届出と監視指導

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、届出受理と監視指導を行う。

(令和6年3月末現在)

特 定 建 築 物
133

(7) 遊泳用プールの衛生指導

奈良市遊泳用プール衛生管理指導要領に基づき、衛生指導を行う。

(令和6年3月末現在)

プ 一 ル
17 (3)

(注) ()内は季節プール施設数…内数

(8) 犬の登録と収容（捕獲）

狂犬病予防法に基づき、犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付、及び犬の収容（捕獲）を行う。

○犬の登録及び狂犬病予防注射

(令和6年3月末現在)

登 錄 頭 数	狂 犬 病 予 防 注 射 済 票 令 和 5 年 度 交 付 数
15,373	10,475

(9) 犬、猫の引取り、負傷動物の収容、譲渡

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬、猫の引取り、負傷動物の収容を行う。また、収容した犬、猫の譲渡を行う。(令和6年3月末現在)

(10) 動物取扱業の登録

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業の登録及び立入検査を行う。

(令和 6 年 3 月 末 現 在)

施設数	業 種 別 内 訳				
	販 売	保 管	貸し出し	訓 練	展 示
122	46	88	0	17	13

(11) 犬猫パートナーシップ店制度事業

奈良市内の動物取扱業（犬猫販売業者）と連携のうえ、適正飼養及び譲渡の推進を図る。

(12) 飼い主のいない猫の繁殖制限手術補助事業

飼い主のいない猫への繁殖制限手術費用の一部助成により、保健所への幼齢猫の引取り数削減を図る。

(13) 防疫事業

感染症予防のための防疫事業を行う。

(14) 食品営業施設の許可、監視指導

食品衛生法及び食品表示法に基づき、飲食店等の営業許可及び監視指導を行う。また、食品の安全性を確保するため、細菌や食品添加物等の検査を行う。

平成30年6月の食品衛生法の改正により、営業届出制度の創設及び営業許可が必要な業種の見直しが行われた。また、法改正を受けて、国際標準に即して事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理(H A C C P(ハサップ)に沿った衛生管理)の実施を求める。

○食品関係営業施設数

(令和6年3月末現在)

改正食品衛生法に基づく許可を要する営業施設			
業種	施設数	業種	施設数
飲食店営業	2,267	氷雪製造業	1
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	13	液卵製造業	1
食肉販売業	55	食用油脂製造業	0
魚介類販売業	35	みそ又はしょうゆ製造業	6
魚介類競り売り営業	0	酒類製造業	4
集乳業	0	豆腐製造業	2
乳処理業	1	納豆製造業	0
特別牛乳搾取処理業	0	麵類製造業	8
食肉処理業	3	そうざい製造業	63
食品の放射線照射業	0	複合型そうざい製造業	1
菓子製造業	353	冷凍食品製造業	5
アイスクリーム類製造業	9	複合型冷凍食品製造業	0
乳製品製造業	2	漬物製造業	38
清涼飲料水製造業	7	密封包装食品製造業	40
食肉製品製造業	0	食品の小分け業	6
水産製品製造業	1	添加物製造業	0
計			2,921

改正食品衛生法に基づく届出を要する営業施設			
業種	施設数	業種	施設数
魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	37	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	27
食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	61	農産保存食料品製造・加工業	9
乳類販売業	162	調味料製造・加工業	9
冰雪販売業	4	糖類製造・加工業	1
コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内配置)	110	精穀・製粉業	7
弁当販売業	30	製茶業	28
野菜果物販売業	56	海藻製造・加工業	0
米穀類販売業	36	卵選別包装業	4
通信販売・訪問販売による販売業	4	その他の食料品製造・加工業	98
コンビニエンスストア	155	行商	13
百貨店、総合スーパー	90	集団給食施設	117
自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内配置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	95	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。)	12
その他の食料・飲料販売業	302	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないものの	1
添加物製造・加工業	0	その他	7
いわゆる健康食品の製造・加工業	5	計	1,480

旧食品衛生法に基づく許可を要する営業施設 ^{※)}			
業種	施設数	業種	施設数
飲食店営業	2,117	食肉販売業	75
菓子製造業	304	食肉製品製造業	1
乳処理業	0	食用油脂製造業	2
乳製品製造業	3	みそ製造業	4
魚介類販売業	53	醤油製造業	0
魚肉練り製品製造業	1	ソース類製造業	8
食品の冷凍または冷蔵業	7	酒類製造業	7
かん詰またはびん詰食品製造業	20	豆腐製造業	5
喫茶店営業	87	麵類製造業	9
あん類製造業	1	そうざい製造業	38
アイスクリーム類製造業	23	添加物製造業	1
食肉処理業	3	清涼飲料水製造業	4
計			2,773

※) 改正法施行前に旧法に基づき取得した営業許可の有効期間が満了するまで営業できる施設。

(15) 食中毒の防止と発生時の原因究明

食中毒が発生した場合、疫学調査や試験検査等を実施し、原因の究明を行うとともに再発防止を図る。

(16) 食鳥処理業の許可、監視指導

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、事業許可及び監視指導を行う。

8. 保健予防

【保健予防課】

(1) 結核予防事業

結核患者への訪問指導や地域D O T S（直接服薬確認療法）による患者支援、また結核患者の医療費の給付を行う。結核の感染が疑われる人に対しては、接触者健康診断を行い、二次感染を防止する。

○結核登録患者数

(令和5年)

新登録 患者数	活動性結核			肺外結核	潜在性結核感染症 (再掲)		
	肺結核活動性						
	登録時 喀痰塗抹陽性	登録時 その他の 結核菌陽性	登録時 菌陰性その他				
61	16	13	3	12	17		

(2) 感染症予防事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の予防知識を普及させるため、予防啓発に努めるほか、感染症の発生動向を医療機関の協力により調査し、関係機関に情報提供を行う。腸管出血性大腸菌感染症〇157や細菌性赤痢などの感染症発生時には患者や家族等の人権に十分配慮した疫学調査・接触者調査を実施する。また、必要に応じて消毒・接触者健診等を実施し、二次感染を防止する。

○感染症発生状況

(令和5年)

一類感染症	二類感染症	三類感染症	指定感染症	接触者の行政検査実施人数
0	61	13	14,399	25

(3) エイズ対策事業

感染不安のある人に対して第1、第2月曜日は即日H I V検査を、第3月曜日はH I V検査と同時に、梅毒検査、B型・C型肝炎検査を無料・匿名で実施するとともにH I V・性感染症の相談を行い、不安の解消を図る。

また、正しい知識の普及、積極的予防活動を図るため、パンフレットの配布及びポスター展示を行う。

(令和5年度)

エイズ 電話相談	来所等 による エイズ相談	HIV検査数		梅毒 検査数	B型肝炎 検査数	C型肝炎 検査数	陽性件数			
		即日検査	通常検査				HIV	梅毒	B型肝炎	C型肝炎
103	95	50	44	44	43	43	0	0	0	0

※定期的なH I V検査に加え、H I V検査普及週間（6月）と世界エイズデー（12月）において、夜間エイズ相談・即日H I V検査を奈良市保健所で実施した。

(4) 精神保健対策事業

精神障害者やその家族、関係機関等からの精神保健福祉に関する相談に対して、医師、精神保健福祉相談員、保健師等が医学的指導やケースワーク、関係機関への紹介等を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行い、本人の状況や家庭環境・社会環境を把握し、これらに適した支援を実施する。

また、自殺対策の一環としてうつ病等こころの不調がある方やその家族の方を対象に、臨床心理士によるこころの健康相談（第2・第4月曜日 13:30～16:30）を行う。

○精神保健福祉相談及び家庭訪問実施状況 (令和5年度)

対象者年齢	実施件数		
	電話相談等	個別相談	訪問
18歳以下	28	1	0
19～39歳	167	27	78
40～64歳	295	49	136
65歳以上	155	70	44
年齢不詳	135	8	0
計	780	155	258
		1,193	

(5) 難病対策事業

難病患者の在宅での療養生活を支援するため、相談・家庭訪問を行う。

原因不明で治療方法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養を必要とする、いわゆる難病の患者及びその家族に対して医療費の公費負担の確立と普及を図るために、事業の申請の受付を行う。

○指定難病特定医療受給者

(令和6年3月末現在)

疾患名	患者数	疾患名	患者数
球脊髄性筋萎縮症	4	バッド・キアリ症候群	1
筋萎縮性側索硬化症	33	特発性門脈圧亢進症	2
脊髄性筋萎縮症	6	原発性胆汁性胆管炎	88
進行性核上性麻痺	28	原発性硬化性胆管炎	6
パーキンソン病	642	自己免疫性肝炎	48
大脳皮質基底核変性症	11	クローン病	146
ハンチントン病	3	潰瘍性大腸炎	575
シャルコー・マリー・トゥース病	4	好酸球性消化管疾患	4
重症筋無力症	83	ルビンシュタイン・テイビ症候群	1
多発性硬化症／視神経脊髄炎	68	若年性特発性関節炎	2
慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパシー	18	非典型溶血性尿毒症候群	1
封入体筋炎	6	筋ジストロフィー	25
多系統萎縮症	37	アトピー性背髄炎	1
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	75	脊髄空洞症	2
ライソゾーム病	6	脊髄髓膜瘤	2

副腎白質ジストロフィー	2	遺伝性ジストニア	1
ミトコンドリア病	7	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	2
もやもや病	37	前頭側頭葉変性症	3
プリオン病	1	限局性皮質異形成	1
進行性多巣性白質脳症	1	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	1
HTLV-1 関連脊髄症	3	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	1
全身性アミロイドーシス	15	レノックス・ガストー症候群	2
遠位型ミオパチー	5	ウエスト症候群	4
神経線維腫症	21	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	1
天疱瘡	8	ラスマッセン脳炎	1
表皮水疱症	1	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	1
膿疱性乾癬（汎発型）	11	結節性硬化症	2
高安動脈炎	15	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	11
巨細胞性動脈炎	12	特発性後天性全身性無汗症	3
結節性多発動脈炎	3	眼皮膚白皮症	1
顕微鏡的多発血管炎	40	弾性線維性仮性黄色腫	1
多発血管炎性肉芽腫症	13	マルファン症候群	2
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	39	ウィルソン病	1
悪性関節リウマチ	17	多脾症候群	1
バージャー病	5	無脾症候群	1
原発性抗リン脂質抗体症候群	3	修正大血管転位症	3
全身性エリテマトーデス	174	完全大血管転位症	2
皮膚筋炎／多発性筋炎	94	単心室症	3
全身性強皮症	55	三尖弁閉鎖症	1
混合性結合組織病	21	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	2
シェーグレン症候群	40	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	2
成人スチル病	15	ファロー四徴症	6
再発性多発軟骨炎	2	両大血管右室起始症	1
ベーチェット病	42	エプスタイン病	1
特発性拡張型心筋症	123	急速進行性糸球体腎炎	2
肥大型心筋症	35	抗糸球体基底膜腎炎	3
再生不良性貧血	32	一次性ネフローゼ症候群	49
自己免疫性溶血性貧血	1	紫斑病性腎炎	2

発作性夜間ヘモグロビン尿症	7	先天性腎性尿崩症	1
特発性血小板減少性紫斑病	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）	4
血栓性血小板減少性紫斑病	6	オスラー病	1
原発性免疫不全症候群	7	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	2
IgA腎症	71	偽性副甲状腺機能低下症	2
多発性囊胞腎	58	フェニルケトン尿症	1
黄色靭帯骨化症	20	グルコーストランスポーター1欠損症	1
後縦靭帯骨化症	75	原発性高カイロミクロン血症	1
広範脊柱管狭窄症	6	家族性地中海熱	3
特発性大腿骨頭壊死症	61	強直性脊椎炎	13
下垂体性ADH分泌異常症	12	進行性骨化性線維異形成症	1
下垂体性PRL分泌亢進症	6	軟骨無形成症	1
クッシング病	3	後天性赤芽球癆	1
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	11	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1
下垂体前葉機能低下症	51	クロンカイト・カナダ症候群	1
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	2	胆道閉鎖症	2
先天性副腎皮質酵素欠損症	5	IgG4関連疾患	22
サルコイドーシス	43	黄斑ジストロフィー	1
特発性間質性肺炎	61	好酸球性副鼻腔炎	109
肺動脈性肺高血圧症	13	シトリン欠損症	2
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	17	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	4
リンパ脈管筋腫症	3	無虹彩症	3
網膜色素変性症	47	特発性多中心性キヤッスルマン病	11

(6) 療育指導事業

長期にわたり療養を必要とする児及びその保護者に対し、在宅生活における看護サービスの調整や家庭訪問等により適切な指導を行い、日常生活における健康の保持増進及び育児不安の軽減を図れるよう支援する。

① 療育指導事業（訪問指導）

（令和5年度）

支援 対象者数	支援内容及び回数（延回数）					支援回数 (延)
	病院 訪問	家庭 訪問	課内 面接	連携調整 ・会議	電話 相談	
60	0	28	16	116	68	228

② 長期療養児支援研修会

毎年、奈良市における長期療養児支援体制の構築を図るために研修会を開催しているが、令和5年度も開催しなかった。

(7) 被爆者対策事業

原子爆弾に被爆された方の医療費給付や手当の申請受付を行う。

(8) 医療給付事業

① 未熟児養育医療の給付

養育のため病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。

(令和5年度)

出生児 体 重	1,000g 以下	1,001～ 1,500g	1,501～ 2,000g	2,001～ 2,500g	2,501g 以上	合 計
人 数	4	4	26	23	42	99

② 自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う。

(令和5年度)

障害の内 容	肢 不 自 由	視覚障害	聴覚平衡 障 害	音声言語 障 害	心臓障害	腎臓機能 障 害	その他の 内臓障害	合 計
人 数	6	8	6	21	4	0	4	49

③ 小児慢性特定疾病医療費助成事業

厚生労働省の定める788疾病に罹患し、症状等が一定の基準を満たす児童に対し医療費の助成を行い、患者家族の医療費負担の軽減を図る。

(令和5年度)

疾 患 群	悪 性 新 生 物	慢 性 腎 疾 患	慢 性 呼 吸 器 疾 患	慢 性 心 疾 患	内 分 泌 疾 患	膠 原 病	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 液 疾 患	免 疫 疾 患	神 經 ・ 筋 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患	染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 変 化 を 伴 う 症 候 群	皮 膚 疾 患	骨 系 統 疾 患	脈 管 系 疾 患	合 計
人 数	47	18	24	74	85	14	20	8	17	2	49	27	15	4	4	4	412

(9) 肝炎対策

肝炎インターフェロン治療医療費等助成の申請受付を行う。

○肝炎インターフェロン治療等申請受付数

(令和5年度)

種別	肝炎インターフェロンフリー治療	肝炎核酸アナログ製剤治療
新規	12	19
更新		262
再治療	0	
転入	0	1
変更申請	0	8
再交付	0	1
返還	0	1
合計(人)	12	292